

第3回定時株主総会 その他の電子提供措置事項 (交付書面省略事項)

事業報告

- ・業務の適正を確保するための体制
- ・業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

連結計算書類

- ・連結持分変動計算書
- ・連結注記表

計算書類

- ・株主資本等変動計算書
- ・個別注記表

本資料に記載する事項につきましては、法令および当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主の皆さまに対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）への記載を省略しております。

NIPPON EXPRESSホールディングス株式会社

業務の適正を確保するための体制

NIPPON EXPRESSホールディングス株式会社（以下、NXHDという。）およびNXグループにおける取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制、その他業務の適正を確保するための体制として、取締役会において決議した事項は、つぎのとおりであります。

（１）取締役および使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① NXHDの取締役会は、社外取締役を含む取締役で構成し、法令、定款、「取締役会規程」および「取締役会付議基準」の定めるところに従い、グループ全体に影響を及ぼす重要事項を決定するとともに、業務執行を監督する。取締役の職務の執行に関する監督機能の維持・強化のために社外取締役を選任する。
- ② NXHDの代表取締役をはじめ各取締役は、「取締役会規程」および「取締役会付議基準」の定めるところに従い、職務の執行状況ほか重要な事項について、取締役会に報告する。
- ③ NXHDの監査等委員会は、取締役の職務の執行が、法令および定款等に基づき適正に行われているかについて、「監査等委員会規程」および「監査等委員会監査等基準」の定めるところに従い監査を行う。
- ④ NXHDの取締役、執行役員および従業員（以下、「役職員」という。）は、グループ共通の理念である「NXグループ企業理念」、法令、定款その他の社内規則および社会通念などを遵守した行動をとるための規範としての「NXグループ行動憲章」に沿って行動し、これに基づき業務執行する。
- ⑤ 役職員のコンプライアンスを徹底するために、「コンプライアンス委員会」を設置するとともに、コンプライアンス推進部門を定め、「NXグループコンプライアンス規程」、「NXグループ贈収賄防止規程」、「NXグループ競争法順守規程」等の必要な規程を定め、グループ全体の適法かつ公正な企業活動を支えるコンプライアンス体制を推進する。
- ⑥ 役職員の法令等の違反および不正行為、その他の企業倫理に違反する行為を防止もしくは、早期に発見して是正するために、「NXグループ内部通報制度『NXスピークアップ』規程」および「NXグループ内部通報制度『NXグローバルスピークアップ』規程」を定め、内部通報制度を整備する。
- ⑦ NXHDの代表取締役は、財務報告の適正性を確保するための体制の整備、運用に責任をもち、財務報告の信頼性を確保するための諸手続きを「NXグループ財務報告内部統制評価規程」および「NXグループ経理規程」として定め、内部統制部門、経理部門等により必要な体制等を整備、運用を行うとともに、財務報告に係る内部統制の整備、運用が有効かつ適切に機能していることを継続的に評価し、必要な改善を行う。
- ⑧ NXHDの内部監査部門は、役職員の職務の執行が、法令、定款等に基づき適正に行われているかについて、「NXグループ監査規程」の定めるところに従い監査を行う。

(2) 反社会的勢力排除に向けた基本方針および整備の状況

- ① NXHDおよび子会社は、反社会的勢力や団体との一切の取引を許さない業務運営を図ることが、企業の社会的責務であることを十分に認識し、社会的正義を实践すべく、毅然とした態度で臨む。
- ② 反社会的勢力とあらゆる関係を遮断する基本方針は、「NXグループ行動憲章」、「NXグループコンプライアンス規程」に明文化し、役職員がその基本方針を順守するよう教育体制を構築する。また、リスク管理部門、法務部門等の対応部署を設け、平素から、専門機関等からの情報収集を行うとともに、反社会的勢力を排除すべく、社内に向けて対応方法等の周知を図る。
- ③ 事案の発生時に備え、反社会的勢力への資金提供は絶対に行わない確固たる方針のもと、関係行政機関や顧問弁護士、その他外部の専門機関と密に連携し、速やかに対処できる体制を構築する。

(3) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役会議事録、経営会議議事録等の業務執行に関わる重要な書類、および取締役の職務の執行に係る文書その他の情報（電磁的記録を含む。）については、「文書規程」の定めるところに従い、適正に保存および廃棄等の管理を行うとともに、NXHDの取締役は、必要に際しこれらの書類を閲覧することができる。

(4) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 企業経営に重要な影響を及ぼすリスクの未然防止および、万一発生する非常事態への迅速かつ的確な対応を可能とするリスクマネジメント体制の確立のため、リスク統括部門を定める。NXグループにおいては、リスク発生の抑制および発現時の被害最小限化に向けた予防的活動をリスク管理、発現したリスクへの対処を危機管理と定義し、これらを統合的に管理する体制を整備する。
- ② リスク管理については、NXグループを取巻くリスクを認識し、その影響を事前に回避もしくは事後に最小化する対策を講じるために、「NXグループリスク管理規程」を定めるとともに、「リスクマネジメント委員会」を設置する。「リスクマネジメント委員会」では、企業経営に重要な影響を及ぼすリスクを特定するとともに、各リスクにおける担当部門を定め、子会社と連携のうえ対策を検討し、リスク発現の予防に取組む。リスク対策の状況について、子会社および担当部門から報告を受け確認するとともに、定期的に取締役会へ報告する。
- ③ 危機管理については、損失のリスクが発現した場合に備え、非常事態への迅速かつ的確な対応を可能とする危機管理体制の確立のため、「NXグループ危機管理規程」を定めるとともに、「危機管理委員会」を設置する。発現する危機の種類により、子会社からの報告基準を定めるとともに、「災害対策」、「感染症対策」など、重要な危機ごとの会議体を設置し、平時においても有事発生時の事業継続に必要な対策を検討するとともに、発生時には速やかに対策本部を設立し、対応する。
- ④ 情報システムに関わるリスクについては、情報セキュリティ戦略部門を定めるとともに「システムリスク対策委員会」を設置し、情報セキュリティリスクに対する対策を協議するとともに、セキュリティインシデントが発現した場合は、危機管理委員会と連携のうえ、その対応にあたる。
- ⑤ NXHDの内部監査部門は、経営上発生する損失の危険を防止するため、「NXグループ監査規程」の定めるところに従い、リスク管理体制および危機管理体制の対応状況について監査するとともに、指導、助言、勧告を行う。

(5) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会は、「取締役会規程」および「取締役会付議基準」の定めるところに従い開催し、重要な経営方針および経営戦略等について決議を行うとともに、取締役の職務執行を監督する。
- ② 迅速な意思決定と取締役会の監督機能の強化を目的に、執行役員制を導入し、会社の業務の執行は、取締役会で決議した事項に基づき、取締役会にて選任し担当職務を委嘱した執行役員が行い、取締役会がこれを監督する。
- ③ 重要な業務執行の決定については、法令により定められた範囲内で、定款の定めに基づき、取締役会決議により取締役社長へ委任する。執行部門の協議機関として取締役社長の諮問機関である「経営会議」を設置し、取締役会より委任を受けた重要な業務執行を含め、グループ経営における重要な事項を協議するとともに、個別の業務執行事項については、業務の執行を担う執行役員に最大限委任する。委任事項については「職務権限規程」「決裁権限表」等にて明確に定める。
- ④ グループ経営における重要事項のうち、サステナビリティ戦略については「サステナビリティ推進委員会」、M&A戦略については「投資委員会」を設置し、これら専門委員会において協議、必要な報告等を行う。また、重要な方針等の制定や重要なM&Aの実施に関しては、NXHD取締役会へ議案上程のうえ、決定するとともに、その進捗については定期的に取り締役会へ報告する。
- ⑤ 取締役会、経営会議等で決定される経営方針や重要事項に基づく各種施策は、「執行役員会」、「グループ経営委員会」にて、各執行役員、グループ会社代表者等に指示・伝達し、情報共有を図りながらグループ一体経営を推進する。

(6) NXHDならびにNXHDおよびグループ会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① NXHDは子会社管理にあたり、「NXグループ企業理念」を共通理念として定め、その理念を体現するためにグループ従業員、共通の行動指針としての「NXグループ行動憲章」、その理念に基づく長期ビジョン達成に向けた経営戦略である「NXグループ経営計画」を定める。これらの経営方針に沿って具体的に子会社管理を行うために、「NXグループガバナンス規程」および各グループ規程を定め、子会社が遵守すべき事項を明確にする。
- ② 子会社の取締役および代表者は、NXHDが定める「NXグループガバナンス規程」および「グループ決裁権限表」その他グループ規程等に従い、会社経営に係る重要な事項について、管理業務を所管するNXHDの担当部門に対し報告を行う。
- ③ 子会社に係る様々なリスクに対処するため、NXHDのリスク統括部門は、グループのリスクマネジメント体制を整備するとともに、子会社は管理業務を所管するNXHDの担当部門と連携を図り、リスク管理を行う。また、危機管理については、損失のリスクが現実化した場合に備え、非常事態への迅速かつ的確な対応を可能とする危機管理体制の確立のため、「NXグループ危機管理規程」を定めるとともに、「危機管理委員会」を設置する。平時においても有事発生時の事業継続に必要な対策を検討するとともに、発生時には、速やかに対策本部を設立し、損失リスクに関係するNXHDおよび子会社の関係部門が協力し、対応する。情報セキュリティに関するリスクについては、情報セキュリティ戦略部門を定めるとともに、「システムリスク対策委員会」を設置し、子会社の情報セキュリティ部門と連携し、リスク管理体制を構築するとともに、セキュリティインシデントが発現した場合は、危機管理委員会と連携のうえ、その対応にあたる。
- ④ NXグループの事業については、子会社である事業会社が推進し、NXHDの取締役社長がこれらのグループ事業を統括する。NXHDの取締役社長は、取締役会からの委任の範囲において、子会社に対し事業を遂行する責任と権限を委任するとともに、「NXグループガバナンス規程」「グ

ループ決裁権限表」等にてこれを定める。子会社のうち、特定の地域、もしくは特定の事業を統括する会社を統括会社とし、統括会社は、「N X グループ経営計画」に基づき統括する地域、もしくは事業に関する事業計画を策定し、傘下の子会社を束ね、その達成に向け取組む。子会社は、これらの方針に沿って事業を推進するとともに、取締役会もしくは各国法令等に準じた重要事項の審議等を行う会議体を設置し、これらの会議体の責任と役割を明確にした取締役会規程等を備え、職務を執行する。NXHDおよび統括会社は、子会社の取締役会へ派遣される非常勤取締役を通じて、およびその他手段により、これら子会社の職務執行を監督する。子会社の代表および担当取締役は、事業計画の推進状況、内部統制およびリスク管理体制の整備状況等を取締役会にて報告するとともに、NXHDの代表取締役社長および担当部門へ定期的に報告する。

- ⑤ 子会社の業務の遂行にあたっては、NXHDは、「N X グループ行動憲章」をグループ共通の行動指針として定め、子会社の役職員はこれに従い行動し、これに基づき業務を執行する。法令および社会道徳・倫理等の社会的規範ならびに社内規程等に基づき、健全・透明・公正な事業活動を行うため、NXHDのコンプライアンス推進部門は、「N X グループコンプライアンス規程」、「N X グループ贈収賄防止規程」、「N X グループ競争法順守規程」等の規程を定め、子会社のコンプライアンス推進部門はこれに従い、子会社の事業特性、地域性等を考慮した実効性のあるコンプライアンス体制を構築するとともに、その有効性の確認のため、必要な点検、監督を行う。
- ⑥ 子会社における法令等の違反および不正行為、その他の企業倫理に違反する行為を防止もしくは、早期に発見して是正するために、NXHDは、「N X グループ内部通報制度『N X スピークアップ』規程」および「N X グループ内部通報制度『N X グローバルスピークアップ』規程」を定め、子会社の役職員が利用できる内部通報窓口を設置する体制を整備し、コンプライアンスの実効性を高める。
- ⑦ 子会社の財務報告の適正性を確保する体制については、子会社の代表が、自らが管掌する事業拠点において、「N X グループ財務報告評価規程」、「N X グループ経理規程」等の定めに基づき、有効な財務報告に係る内部統制の整備、運用を行う責任を有し、その整備、運用状況について継続的に評価し、NXHDの代表取締役へ評価の状況を報告する。また、NXHDの内部統制部門および経理部門等は、財務報告に係る内部統制の整備、運用が有効かつ適切に機能していることを継続的に評価し、必要な改善について指示する。
- ⑧ NXHDの監査等委員会は、連結経営の視点ならびに連結計算書類に関する職務遂行のため、子会社に対して監査職務を遂行する。
- ⑨ NXHDの監査等委員会は、NXHDと子会社等との間における不適切な取引または会計処理を防止するため、NXHDの内部監査部門、および子会社の監査役、内部監査部門等と連携し、効率的な監査を実施するよう努める。
- ⑩ NXHDの内部監査部門は、子会社における業務の運営が、法令、定款等に基づき適正に行われているかについて、「N X グループ監査規程」の定めるところに従い監査するとともに、指導、助言、勧告を行う。

(7) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項および当該取締役および使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

NXHDの監査等委員会の職務の補助に関する事項については、監査等委員会の指示に従い、NXHDの内部監査部門である内部監査室の「監査等委員会スタッフ」が行う。

(8) 前号の取締役および使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項

「監査等委員会スタッフ」の人事については、監査等委員会の事前の同意を得ることとする。

(9) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人が監査等委員会に報告するための体制、NXHDの子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員および使用人またはこれらの者から報告を受けた者がNXHDの監査等委員会に報告するための体制ならびに当該報告をした者が、当該報告を理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

NXHDの取締役（監査等委員である取締役を除く。）および子会社の取締役、監査役等は、以下の事項について、直接または管理業務を担当するNXHDの部署を通じて遅滞なくNXHDの監査等委員会に報告する。また、これらの報告をした者が、当該報告を理由として不利な取扱いを受けないよう、法令等を遵守する。

- ① 経営上の重要な事項、内部監査の実施状況
- ② 職務執行に関して重大な法令、定款違反もしくは不正行為の事実
- ③ 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実

(10) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① NXHDの監査等委員は、取締役会に出席するほか、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、経営会議、執行役員会その他会社の重要な会議に出席する。また、当該会議に出席しない場合には、監査等委員は、審議事項についての説明を受け、関係資料を閲覧する。
- ② NXHDの監査等委員および監査等委員会は、代表取締役と定期的に会合をもち、経営方針、会社に対処すべき課題、会社を取り巻くリスクのほか、監査等委員会監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換し、相互認識と信頼関係を深めるよう努める。
- ③ NXHDの監査等委員は、「監査等委員に回付すべき重要書類」の規程に基づき、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員または従業員に対し、その説明を求めるとともに意見を述べる。
- ④ NXHDの監査等委員会は、NXHDの内部監査室および会計監査人との連携を図り、監査の有効性を向上させる。
- ⑤ NXHDの監査等委員会による監査を組織的かつ効率的なものにするため、グループの内部監査の統括部門であるNXHDの内部監査室の長の任免は、監査等委員会の事前の同意を得ることとする。
- ⑥ NXHDの監査等委員会は、NXHDの内部監査室より監査結果その他監査に関する事項について定期的または必要に応じて随時、報告を受け、また、必要に応じて内部監査部門に対して具体的な指示を行うことができる。合わせて、内部監査室に対して内部監査計画の策定その他、監査に関する重要な事項について指示ができるなど、内部監査室に対する指揮命令権を確保するとともに、内部監査室に対する監査等委員会と取締役社長の指示が齟齬をきたす場合には、監査等委員会による指示を優先するものとする。
- ⑦ NXHDの監査等委員会は、会計監査人との協議を定期的に行い、監査の実効性を向上させる。
- ⑧ NXHDの監査等委員会が必要と認めるときは、監査等委員会の監査を支える弁護士、公認会計士、コンサルタント、その他外部の専門家を活用することができ、その費用は会社が負担する。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制、その他業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、つぎのとおりであります。

（１）コンプライアンスに関する取組み

コンプライアンスへの取組みについては、NXグループのコンプライアンスの推進を図るために、代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置しております。コンプライアンス委員会では、社内・社外に設置した通報窓口で受付けた内部通報について全件報告を受け、内容分析や対応方針、体制の運用状況等についての検証を行い、担当執行役員が取締役会に対し、コンプライアンス委員会における実施状況を報告しております。

（２）リスクマネジメントに関する取組み

リスクマネジメントへの取組みについては、NXグループのリスクマネジメント体制の推進を図るために、代表取締役社長を委員長とするリスクマネジメント委員会を設置しております。リスクマネジメント委員会では、NXグループ各社におけるリスクとリスク対応計画の策定を推進し、リスク対応実施状況についてモニタリングを行っております。また、担当執行役員が取締役会に対し、リスクマネジメント委員会における実施状況を報告しております。

（３）内部監査に関する取組み

内部監査への取組みについては、内部監査部門を設置し、国内子会社および海外子会社等への内部監査を行うとともに、金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制監査を実施しております。「NXグループ監査規程」に沿って、業務の適正な執行を図り、経営効率の向上ならびに業務の効率・改善に資することを目的に、独立して客観的なアシュアランスおよびアドバイザリー活動を行っております。海外内部監査においては、各海外リージョンを統括する子会社に当社内部監査室管轄の監査人を配置し、監査部門の役割、機能、レポートラインを整理、強化しております。また、内部統制監査については、「財務報告の信頼性に係る内部統制」の整備・運用状況を監査し、内部統制の有効性の評価ならびに内部統制報告制度に則った手続きを行っております。内部監査の実施状況、監査結果については、担当取締役が取締役会に対し、報告しております。

（４）監査等委員会の監査に関する取組み

監査等委員会は、内部監査部門等との連携体制、その他の内部統制システムの構築・運用の状況等を踏まえながら、会社の内部の統制システム等を活用して組織的かつ効率的に職務を執行しつつ、重要な会議に監査等委員が出席し、関係資料を閲覧するなどして、会社の重要な意思決定の過程および職務の執行状況を把握しております。監査を行うにあたって収集した情報に不足がある場合は、常勤監査等委員が常勤者としての特性を踏まえ、取締役や関連する部門に対して、社内の情報の収集を積極的に努めております。また、会社の経営の基本方針、会社が対処すべき課題、会社を取り巻くリスクを確認するとともに、監査等委員会への報告体制その他の監査等の環境整備の状況および監査上の重要課題等について、代表取締役と定期的に情報および意見を交換しております。

連結持分変動計算書

(2024年1月1日から2024年12月31日まで)

(単位：百万円)

	親会社の所有者に帰属する持分						
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	その他の資本の構成要素		
					その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	在外営業活動体の換算差額	キャッシュ・フロー・ヘッジの公正価値の純変動の有効部分
期 首 残 高	70,175	23,267	634,536	△20,542	42,014	50,149	△3
当 期 利 益			31,733				
その他の包括利益					6,562	32,083	△20
当 期 包 括 利 益	－	－	31,733	－	6,562	32,083	△20
自己株式の取得				△10,540			
自己株式の処分		△0		183			
自己株式の消却		△27,957		27,957			
配 当 金			△26,215				
株式に基づく報酬取引		△75					
子会社に対する所有者持分の変動		△44	△0				
利益剰余金から資本剰余金への振替		4,810	△4,810		－		
その他の資本の構成要素から利益剰余金への振替			34,172		△13,588		
所有者との取引額合計	－	△23,267	3,146	17,600	△13,588	－	－
期 末 残 高	70,175	－	669,416	△2,941	34,989	82,232	△23

				親会社の所有者に帰属する持分		非支配持分	資本合計		
				その他の資本の構成要素				合計	
				確定給付制度の 再測定	持分法適用会社 におけるその他の 包括利益に対 する持分				合計
期首残高	－			464	92,625	800,062	17,743	817,806	
当期利益					－	31,733	1,267	33,000	
その他の包括利益	20,583			△364	58,845	58,845	711	59,557	
当期包括利益	20,583			△364	58,845	90,578	1,979	92,557	
自己株式の取得					－	△10,540		△10,540	
自己株式の処分					－	183		183	
自己株式の消却					－	－		－	
配当金					－	△26,215	△621	△26,836	
株式に基づく報酬取引					－	△75		△75	
子会社に対する所有者 持分の変動					－	△44	△2	△47	
利益剰余金から 資本剰余金への振替					－	－		－	
その他の資本の 構成要素から 利益剰余金への振替	△20,583				△34,172	－		－	
所有者との取引額合計	△20,583			－	△34,172	△36,692	△623	△37,316	
期末残高	－			100	117,298	853,949	19,099	873,048	

(注) 記載金額は、百万円未満切り捨てにより表示しております。

連 結 注 記 表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

1. 連結計算書類の作成基準

当社の連結計算書類は会社計算規則第120条第1項の規定により、国際会計基準（以下、IFRS会計基準）に準拠して作成しております。ただし、同項後段の規定に準拠して、IFRS会計基準により要請される記載及び注記の一部を省略しております。

2. 連結の範囲に関する事項

A. 子会社 291社

主要な連結子会社の名称は、「事業報告 1. 会社の現況に関する事項 (6)重要な子会社等の状況」に記載しております。

また、新規設立によりN X エンジニアリング株式会社以下2社を、株式取得によりcargo partner GmbH以下60社を当連結会計年度より連結の範囲に含めております。一方、清算により日通松本運輸株式会社以下30社を、売却によりN X トランスポート株式会社を、連結の範囲から除外しております。

3. 持分法の適用に関する事項

A. 持分法適用会社

関連会社 名鉄運輸株式会社（現名鉄N X 運輸株式会社）以下48社

4. 会計方針に関する事項

A. 重要な資産の評価基準及び評価方法

(1) 金融商品

① 金融資産（デリバティブを除く）

(i) 当初認識及び測定

当社グループは、営業債権及びその他の債権を発生日に当初認識しており、その他の金融資産は当該金融資産の契約の当事者となった取引日に当初認識しております。

当初認識時において、すべての金融資産は公正価値で測定しておりますが、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類されない場合は、当該公正価値に金融資産の取得に直接帰属する取引コストを加算した金額で測定しております。純損益を通じて公正価値で測定する金融資産の取引費用は、純損益に認識しております。

(ii) 分類

(a) 償却原価で測定する金融資産

以下の要件をともに満たす場合には、償却原価で測定する金融資産に分類しております。

- ・当該金融資産が、契約上のキャッシュ・フローを回収するために金融資産を保有することを目的とする事業モデルの中で保有されている。
- ・金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが所定の日に生じる。

(b) その他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融資産

以下の要件をともに満たす場合には、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融資産に分類しております。

- ・当該金融資産が、契約上のキャッシュ・フローの回収と売却の両方によって目的が達成される事業モデルの中で保有されている。
- ・金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが所定の日に生じる。

(c) その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融資産

当初認識時に、公正価値の変動をその他の包括利益を通じて認識すると指定した資本性金融資産については、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融資産に分類しております。

(d) 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産

上記以外の金融資産については、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しております。

(iii) 事後測定

(a) 償却原価で測定する金融資産

償却原価で測定する金融資産については、実効金利法による償却原価で測定しており、利息発生額は連結損益計算書の金融収益に含めております。

(b) その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産

・その他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融資産

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融資産に係る公正価値の変動額は、減損利得又は減損損失及び為替差損益を除き、当該金融資産の認識の中止が行われるまで、その他の包括利益として認識しております。当該金融資産の認識の中止が行われる場合、過去に認識したその他の包括利益は純損益に振り替えております。

・その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融資産

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融資産に係る公正価値の変動額は、その他の包括利益として認識しております。当該金融資産の認識の中止が行われる場合、又は公正価値が著しく下落した場合、過去に認識したその他の包括利益は利益剰余金に直接振り替えております。なお、当該金融資産からの配当金については純損益として認識しております。

(c) 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産については、当初認識後は公正価値で測定し、その変動額は純損益として認識しております。

(iv) 金融資産の減損

当社グループは、償却原価で測定する金融資産及びその他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融資産に係る予想信用損失に対して貸倒引当金を認識しており、当社グループは、期末日ごとに、当該資産に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大したかどうかを評価しております。

金融商品に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大していない場合には、当該金融商品に係る貸倒引当金を12ヶ月の予想信用損失と同額で測定しております。一方で、金融商品に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大している場合には、当該金融商品に係る貸倒引当金を全期間の予想信用損失と同額で測定しております。

ただし、営業債権等に係る貸倒引当金については、上記に関わらず、常に貸倒引当金を全期間の予想信用損失と同額で測定しております。

予想信用損失は、次のものを反映する方法で見積っております。

- ・一定範囲の生じ得る結果を評価することにより算定される、偏りのない確率加重金額
- ・貨幣の時間価値
- ・過去の事象、現在の状況及び将来の経済状況の予測についての、期末日において過大なコストや労力を掛けずに利用可能な合理的で裏付け可能な情報

金融資産に係る貸倒引当金の繰入額又は貸倒引当金を減額する場合における貸倒引当金の戻入額は、純損益で認識しております。

なお、当該金融資産について回収不能であると判断した場合には、帳簿価額を貸倒引当金と相殺して直接減額しております。

(v) 認識の中止

当社グループは、金融資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅した場合、または当社グループが金融資産を譲渡し、当該金融資産の所有に係るリスクと経済価値のほとんどすべてを移転する場合に金融資産の認識を中止しております。

② 金融負債（デリバティブを除く）

(i) 当初認識及び測定

金融負債は、当初認識時に、償却原価で測定する金融負債と純損益を通じて公正価値で測定する金融負債に分類しております。すべての金融負債は公正価値で当初測定しておりますが、償却原価で測定する金融負債については、直接帰属する取引コストを控除した金額で測定しております。

(ii) 事後測定

金融負債の当初認識後の測定は、その分類に応じて次の通り測定しております。

(a) 償却原価で測定する金融負債

償却原価で測定する金融負債は、実効金利法による償却原価で測定しております。実効金利法による償却及び認識を中止した場合の利得及び損失は、純損益にて認識しております。

(b) 純損益を通じて公正価値で測定する金融負債

公正価値で測定し、公正価値の変動は純損益にて認識しております。

(iii) 認識の中止

金融負債は、契約中に特定された債務が免責、取消し、又は失効になった場合に認識を中止しております。

③ デリバティブ及びヘッジ会計

当社グループは、為替変動リスクや金利変動リスクをそれぞれヘッジする目的で、為替予約、金利スワップ等を利用しております。

当社グループは、ヘッジ開始時に、ヘッジ対象とヘッジ手段の関係並びにヘッジに関するリスク管理目的及び戦略について、指定及び文書化を行っております。当該文書は、ヘッジ関係、リスク管理目的及びヘッジの実行に関する戦略並びにヘッジの有効性の評価を含んでおります。

これらのヘッジは、公正価値又はキャッシュ・フローの変動を相殺する上で非常に有効であることが見込まれますが、ヘッジ期間中にわたり実際に非常に有効であったか否かを判断するために、継続的に評価しております。

デリバティブは公正価値で当初認識しております。また、当初認識後は公正価値で測定し、その事後的な変動は以下のとおり処理しております。

(i) キャッシュ・フロー・ヘッジ

ヘッジ手段に係る利得及び損失のうちヘッジが有効である部分については、公正価値の変動額をその他の包括利益に認識し、ヘッジ対象のキャッシュ・フローが純損益に影響を与えた時点でヘッジ対象と共に純損益に認識しております。

ヘッジが有効でない部分については、公正価値の変動額を純損益に認識しております。

ヘッジ手段が失効、売却、終結又は行使された場合、ヘッジ関係が適格要件を満たさなくなった場合及びヘッジ指定を取り消した場合には、ヘッジ会計を中止しております。

ヘッジ会計を中止した場合、当社グループは、中止するまでに認識したキャッシュ・フロー・ヘッジに係るその他の包括利益の残高を、予定取引が純損益に影響を与えるまで引き続き計上しております。

予定取引の発生が予想されなくなった場合には、キャッシュ・フロー・ヘッジに係るその他の包括利益の残高は、直ちに純損益として認識しております。

(ii) ヘッジ指定されていないデリバティブ

デリバティブの公正価値の変動は純損益として認識しております。

④ 金融資産及び金融負債の相殺

金融資産及び金融負債は、認識された金額を相殺する法的強制力のある権利を有し、純額で決済するか、又は資産の実現と負債の決済を同時に実行する意図を有している場合には、相殺して連結財政状態計算書に純額で表示しております。

⑤ 金融商品の公正価値

期末日現在で活発な金融市場において取引されている金融商品の公正価値は、市場における公表価格又はディーラー価格を参照しており、活発な市場が存在しない金融商品の公正価値は、適切な評価技法を使用して算定しております。

⑥ 金融収益及び金融費用

金融収益は、受取利息、受取配当金及びデリバティブ利益（その他の包括利益として認識されるヘッジ手段に係る利益を除く）等から構成されております。受取利息は、実効金利法を用いて発生時に認識しております。

金融費用は、支払利息及びデリバティブ損失（その他の包括利益として認識されるヘッジ手段に係る損失を除く）等から構成されております。

(2) 棚卸資産

棚卸資産は取得原価と正味実現可能価額のいずれか低い金額で測定し、原価の算定にあたっては平均法を使用しております。

棚卸資産の取得原価は主に購入原価であり、また、正味実現可能価額は、通常の営業過程における見積売価から、見積原価及び販売に要する見積費用を控除して算定しております。

(3) のれん

企業結合において、取得対価が識別可能取得資産及び引受負債の純額を超過する場合、連結財政状態計算書においてのれんとして計上しております。のれんは償却せず、取得原価から減損損失累計額を控除した金額で計上しております。また、減損テストについては、毎年かつ減損の兆候が存在する場合は、その都度実施しております。

(4) 非金融資産の減損

当社グループは、棚卸資産、繰延税金資産、売却目的で保有する非流動資産及び従業員給付から生じる資産を除く非金融資産について期末日現在において減損の兆候の有無の判定を行い、何らかの兆候が存在する場合（又は毎年減損テストが要求されている場合）、その資産の回収可能価額を見積っております。個々の資産について回収可能価額を見積ることができない場合には、その資産の属する資金生成単位ごとに回収可能価額を見積っており、資金生成単位は、他の資産又は資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生み出す最小の資産グループとしております。

のれん及び耐用年数を確定できない無形資産については、減損の兆候の有無にかかわらず、毎年同じ時期に減損テストを実施しており、さらに減損の兆候が存在する場合は、その都度減損テストを実施しております。企業結合により取得したのれんは、企業結合の結果、便益を得ることが見込まれる資金生成単位または資金生成単位グループに配分して減損テストを行っております。

回収可能価額は、資産、資金生成単位又は資金生成単位グループの処分コスト控除後の公正価値とその使用価値のうち高い方の金額で算定しております。資産、資金生成単位又は資金生成単位グループの帳簿価額が回収可能価額を超える場合は、減損を認識し、回収可能価額まで帳簿価額を減額しております。

また、使用価値の評価における見積将来キャッシュ・フローは、貨幣の時間価値に関する現在の市場評価及び当該資産に固有のリスク等を反映した税引前割引率を使用して、現在価値まで割り引いております。処分コスト控除後の公正価値の算定にあたっては、利用可能な公正価値指標に裏付けられた適切な評価モデルを使用しております。

のれん以外の資産に関しては、過年度に認識された減損損失について、その回収可能価額の算定に使用した想定事項に変更が生じた場合等、損失の減少又は消滅の可能性を示す兆候が存

在しているかどうかについて評価を行っております。そのような兆候が存在する場合は、当該資産又は資金生成単位の回収可能価額の見積りを行い、その回収可能価額が、資産又は資金生成単位の帳簿価額を超える場合、算定した回収可能価額と過年度で減損損失が認識されていなかった場合の減価償却控除後の帳簿価額とのいずれか低い方を上限として、減損損失を戻し入れております。

B. 重要な減価償却資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

有形固定資産の測定においては原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した額で計上しております。取得原価には、資産の取得に直接付随する費用、解体・除去及び土地の原状回復費用を含めております。

土地及び建設仮勘定以外の有形固定資産の減価償却費は、それぞれの見積耐用年数にわたり、定額法で計上しております。

主要な有形固定資産の見積耐用年数は以下のとおりです。

「車両運搬具」	4～9年
「建物」及び「構築物」	3～50年
「機械及び装置」、「工具、器具及び備品」及び「船舶」	2～20年

見積耐用年数、残存価額及び減価償却方法は、連結会計年度末に見直しを行い、変更があった場合には会計上の見積変更として将来に向かって適用しております。

(2) 投資不動産

投資不動産は、賃貸収益又は資本増価、若しくはその両方を目的として保有する不動産であります。

投資不動産の測定においては、有形固定資産に準じて原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で表示しております。

土地以外の各資産の減価償却費は、有形固定資産に準じた見積耐用年数にわたって、定額法により算定しております。

投資不動産とそれ以外の部分との区分処理が不可能な場合には、自己使用部分の重要性が低い場合に限り、全体を投資不動産として処理しております。

(3) 無形資産

無形資産の測定においては原価モデルを採用し、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した額で計上しております。

個別に取得した無形資産は当初認識時に取得原価で測定しております。企業結合で取得した無形資産は、のれんとは区分して認識し、取得日の公正価値で測定しております。自己創設の無形資産については、資産化の要件を満たす開発費用を除き、その支出額はすべて発生した期の費用として認識しております。

耐用年数を確定できる無形資産は、それぞれの見積耐用年数にわたって定額法で償却しております。

主要な無形資産の見積耐用年数は以下のとおりです。

「ソフトウェア」	5～10年
----------	-------

見積耐用年数及び償却方法は、各連結会計年度末に見直しを行い、変更があった場合には会計上の見積変更として将来に向かって適用しております。

(4) 使用権資産

当社グループは、契約時に特定された資産の使用を支配する権利が一定期間にわたって対価と交換に移転する場合には、当該契約はリースであるか、又はリースを含んでいると判定しております。

リース期間は、延長オプションの対象期間（当社グループが当該オプションを行使することが合理的に確実である場合）、解約オプションの対象期間（当社グループが解約オプションを行使しないことが合理的に確実である場合）を考慮して決定しております。

C. 重要な引当金の計上基準

引当金は、過去の事象の結果として、当社グループが現在の法的又は推定的債務を負っており、当該債務を決済するために経済的便益を有する資源の流出が必要となる可能性が高く、当該債務の金額について信頼性のある見積りができる場合に認識しております。

引当金として認識した金額は期末日における現在の債務を決済するために要する支出に関して、リスク及び不確実性を考慮に入れた最善の見積りであります。貨幣の時間価値の影響が重要な場合には、引当金は債務の決済に必要と見込まれる支出の現在価値で測定しております。

D. 収益及び費用の計上基準

(1) 収益の計上基準

① 収益の認識方法（5ステップアプローチ）

当社グループは、以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

当社グループは、顧客との契約に含まれる別個の財又はサービスを識別し、これを取引単位として履行義務を識別しております。

履行義務の識別にあたっては、本人か代理人かの検討を行い、自らの履行義務の性質が特定された財又はサービスを移転する前に支配し自ら提供する履行義務である場合には、本人として収益を対価の総額で連結損益計算書に表示しており、特定された財又はサービスが他の当事者によって提供されるように手配する履行義務である場合には、代理人として収益を手数料又は報酬の額若しくは対価の純額で連結損益計算書に表示しております。

取引価格は約束した財又はサービスの顧客への移転と交換に当社グループが権利を得ると見込んでいる対価の金額であり、当社グループが第三者のために回収する額を除いております。また、顧客からの取引の対価は、財又はサービスを顧客に移転する時点から概ね1年以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

② 主な取引における収益の認識

・一時点での収益の認識（物流サポート事業）

当社グループは、物流サポート事業において石油等の販売を行っておりますが、受渡時点において顧客が当該財に対する支配を獲得し、当社グループの履行義務（財の受渡）が充足されると判断し、収益を認識しております。当社グループが代理人として行う財の販売についても、受渡時点において顧客が当該財に対する支配を獲得し、当社グループの履行義務（財の受渡に関する手配）が充足されると判断し、収益を認識しております。

・一定期間にわたる収益の認識（全セグメント）

当社グループは、鉄道取扱、自動車運送、航空運送及び海運等によるロジスティクス事業、警備輸送並びに工事請負契約に基づく重量品建設事業を行っております。ロジスティクス事業及び警備輸送事業においては、輸送期間の経過に伴い荷物は発地点から着地点に移動・近接し顧客はその便益を享受できることから、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、輸送期間に応じた進捗度に基づき収益を認識しております。また、重量品建設事業においては、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、建設プロジェクトの見積総原価に対する期末日までの発生原価の割合で履行義務の充足に係る進捗度を測定する方法に基づいて収益を認識しております。

E. 従業員給付

(1) 退職後給付

当社グループは、従業員の退職後給付制度として確定給付制度と確定拠出制度を運営しております。

① 確定給付型制度

確定給付制度については、確定給付制度債務の現在価値及び関連する当期勤務費用並びに過去勤務費用を、予測単位積増方式を用いて制度ごとに個別に算定しております。割引率は、将来の給付支払見込日までの期間に対応した期末日時点の優良社債の市場利回りに基づき算定しております。確定給付制度債務の現在価値と制度資産の公正価値との純額を、負債又は資産として計上しております。ただし、確定給付制度が積立超過である場合は、確定給付資産の純額は、制度からの返還又は制度への将来掛金の減額の形で利用可能な経済的便益の現在価値を資産上限額としております。

確定給付制度の当期勤務費用及び確定給付負債（資産）の純額に係る利息の純額は純損益として認識しております。確定給付制度の再測定額は、発生した期に一括してその他の包括利益で認識し、直ちに利益剰余金に振り替えております。過去勤務費用は、発生時に純損益として認識しております。

② 確定拠出型制度

確定拠出型の退職給付に係る費用は、拠出した時点で費用として認識しております。

(2) 短期従業員給付

短期従業員給付については、割引計算は行わず、関連するサービスが提供された時点で純損益として認識しております。賞与及び有給休暇費用については、それらを支払う法的若しくは推定的な債務を有し、信頼性のある見積りが可能な場合に、それらの制度に基づいて支払われると見積られる額を負債として認識しております。

(3) その他の長期従業員給付

褒賞制度に対する債務は、従業員が過年度及び当年度に提供したサービスの対価として獲得した将来給付の見積額を現在価値に割引いて算定しております。

F. 外貨換算

(1) 外貨建取引の換算

当社グループの各社の財務諸表は、その企業の機能通貨で作成しております。機能通貨以外の通貨(外貨)での取引については、取引日の為替レートで換算しております。

外貨建貨幣性項目は、期末日の為替レートで機能通貨に換算しております。外貨建非貨幣性項目は、取得原価で測定するものは取引日の為替レートで、公正価値で測定するものは当該公正価値の算定日の為替レートで機能通貨に換算しております。

換算又は決済により生じる為替換算差額は、純損益として認識しております。ただし、その他の包括利益を通じて測定する金融資産及びキャッシュ・フロー・ヘッジから生じる為替換算差額は、その他の包括利益として認識しております。

(2) 在外営業活動体の換算

在外営業活動体の資産及び負債は、期末日の為替レートで日本円に換算しております。収益及び費用は、期中平均為替レートで日本円に換算しております。なお、超インフレ経済下の在外営業活動体の財務諸表は、インフレーションの影響を反映させており、収益及び費用は期末日の為替レートにより表示通貨に換算しております。

在外営業活動体の財務諸表の換算から生じる換算差額は、その他の包括利益として認識しております。在外営業活動体を処分した場合には、その累積換算差額は処分した期間の純損益として認識しております。

G. グローバル・ミニマム課税制度の取扱い

令和5年度税制改正において、グローバル・ミニマム課税に対応する法人税が創設され、それに係る規定（以下「グローバル・ミニマム課税制度」という。）を含めた税制改正法（「所得税法等の一部を改正する法律」（令和5年法律第3号））が2023年3月28日に成立しました。グローバル・ミニマム課税制度は 2024年1月1日以後開始する連結会計年度より適用されております。同制度により、実効税率が15%に満たない子会社の利益にトップアップ税金が課され、当社がその支払い義務を負うこととなりますが、当社に重要な影響はありません。

また、IAS第12号の例外規定により、グローバル・ミニマム課税制度に関連する繰延税金資産および繰延税金負債の認識及び開示は行っておりません。

（会計上の見積りに関する注記）

1. 非金融資産の減損

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類に計上した項目であって、翌連結会計年度の当社グループの財政状態及び経営成績に重要な影響を及ぼす可能性があるものは次のとおりです。

(単位：百万円)	
当連結会計年度	
有形固定資産	538,682
のれん及び無形資産	186,206
使用権資産	398,712
減損損失	9,747

のれん及び無形資産について、連結子会社であるcargo-partner社取得に伴い発生したのれん81,462百万円及び無形資産25,057百万円が含まれております。当該のれんを含む資金生成単位又は資金生成単位グループについて減損テストを実施した結果、使用価値が帳簿価額を上回るため、減損の認識は不要であると判断しております。

減損損失について、連結子会社である日本通運株式会社（以下「日本通運」）の医薬品事業に係る事業用資産12,475百万円（有形固定資産890百万円及び使用権資産11,585百万円）並びに減損損失2,938百万円が含まれております。当該事業については、営業活動から生じる損益が継続してマイナスとなっていること等から減損の兆候があると判断し、減損テストを実施しました。減損テストの結果、処分コスト控除後の公正価値を回収可能価額とし、当該事業の事業用資産の回収可能価額が帳簿価額を下回ったことから、減損損失を計上しております。

また、連結子会社である日本通運の特別積合せ貨物運送事業及び日本通運の子会社であるNXTトランスポート株式会社と名鉄運輸株式会社（現名鉄NX運輸株式会社、以下「名鉄運輸」）の統合に伴う減損損失6,482百万円が含まれております。IFRS会計基準では事業譲渡に係る資産について売却目的保有資産に分類するとともに、分類の直前に減損テストを実施することが求められるため、名鉄運輸の親会社である名古屋鉄道株式会社との最終契約書を締結後、最初に到来する四半期（当期第1四半期）決算において、同事業の減損テストを実施しました。減損テストの結果、当該事業譲渡の対価である回収可能額が純資産額を下回ったことから減損損失を計上しております。

これら非金融資産の評価及び減損に係る見積りの算出方法については「（連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記）4. 会計方針に関する事項A. 重要な資産の評価基準及び評価方法（4）非金融資産の減損」をご参照ください。

回収可能価額の見積りは、将来キャッシュ・フロー、割引率、永久成長率、公正価値等に関する多くの仮定及びデータに基づき実施しております。当社グループは、これら会計上の見積りは合理的であると判断しておりますが、将来の不確実な経済条件の変動等によって、仮定及びデータ等の見直しが必要になった場合、翌連結会計年度の連結計算書類における減損損失の追加計上として当社グループの財政状態及び経営成績に重要な影響を与える可能性があります。

(連結財政状態計算書に関する注記)

1. 担保に供している資産
有形固定資産 1,340百万円
上記のほか、その他の金融資産309百万円を物上担保に供しております。
2. 担保付債務
社債及び借入金 (流動) 36百万円
社債及び借入金 (非流動) 165百万円
3. 資産から直接控除した貸倒引当金 6,989百万円
4. 有形固定資産の減価償却累計額及び減損損失累計額 766,575百万円
投資不動産の減価償却累計額及び減損損失累計額 72,867百万円
無形資産の償却累計額及び減損損失累計額 97,451百万円
使用権資産の減価償却累計額及び減損損失累計額 289,110百万円
5. 保証債務 675百万円

(連結持分変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項
当連結会計年度の末日における発行済株式の総数 普通株式 87,000,000株
(注) 当社は、2025年1月1日を効力発生日として、普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っておりますが、上記の期末発行済株式数は、当該株式分割前の株式数を基準としております。

2. 配当に関する事項

A. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年3月1日 取締役会	普通株式	13,205	150.00	2023年12月31日	2024年3月12日
2024年8月9日 取締役会	普通株式	13,009	150.00	2024年6月30日	2024年9月6日

(注1) 2024年3月1日取締役会決議による「配当金の総額」には、役員報酬B I P信託が保有する当社株式に対する配当金14百万円が含まれております。

(注2) 2024年8月9日取締役会決議による「配当金の総額」には、役員報酬B I P信託が保有する当社株式に対する配当金19百万円が含まれております。

B. 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年3月3日 取締役会	普通株式	13,009	150.00	2024年12月31日	2025年3月13日

(注1) 当社は、2025年1月1日を効力発生日として、普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。2025年3月3日取締役会決議による1株当たり配当額は、株式分割前の金額を記載しております。

(注2) 「配当金の総額」には、役員報酬B I P信託が保有する当社株式に対する配当金19百万円が含まれております。

(収益認識に関する注記)

1. 収益の分解

当社グループは、ロジスティクス事業、警備輸送事業、重量品建設事業及び物流サポート事業を営んでおり、当社グループの収益を各事業に分解した情報は下記のとおりです。

(単位：百万円)

	ロジスティクス	警備輸送	重量品建設	物流サポート
一時点で移転される財(注)	—	—	—	288,247
一定期間にわたり移転されるサービス	2,123,399	67,651	49,769	11,624
顧客との契約から認識した収益	2,123,399	67,651	49,769	299,871
その他の源泉から認識した収益	31,349	200	252	5,148
合計	2,154,749	67,851	50,021	305,020

(注) 一時点で移転される財には、石油等販売による売上が含まれております。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

「(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記)、4. 会計方針に関する事項、D. 収益及び費用の計上基準、(1)収益の計上基準」に記載の通りです。

3. 当該連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

A. 契約残高

顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の残高は以下の通りです。

(単位：百万円)

	当連結会計年度末
顧客との契約から生じた債権	446,465
契約資産	22,062
契約負債	10,491

連結財政状態計算書において、顧客との契約から生じた債権及び契約資産は「営業債権及びその他の債権」に含まれており、契約負債は、「その他の流動負債」に含まれております。また、期首時点の契約負債4,533百万円は当連結会計年度の収益として計上されております。

B. 残存履行義務に配分した取引金額

当連結会計年度末において未充足（又は部分的に未充足）の履行義務に配分した取引価格の総額及び将来充足する予想期間別の内訳は以下のとおりです。主に重量品建設事業の建設プロジェクトにおける未充足の履行義務に係る取引金額です。

なお、個別の予想契約期間が1年以内の取引は含みません。

(単位：百万円)

	当連結会計年度末
1年以内	3,511
1年超	670
合計	4,181

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

A. 資本管理

当社グループは企業価値を最大化するために、財務基盤の健全性を確保しながら、成長投資及び安定的な株主還元のバランスを取ることを基本方針としております。

当社グループは、資本のうち親会社の所有者に帰属する持分の金額を自己資本と定義しております。

なお、当社グループが適用を受ける重要な資本規制はありません。

B. 財務リスクの管理

当社グループは事業活動を行ううえで、財務上のリスク（信用リスク、流動性リスク、市場リスク等）に晒されており、当該リスクを回避又は低減するため、一定の方針に基づくリスク管理を行っています。デリバティブは、これらのリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針です。

(1) 信用リスク

信用リスクは、保有する金融資産の相手方が債務を履行できなくなることにより、当社グループが財務的損失を被るリスクです。当社グループは主に営業債権について、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理すると共に、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っており、その全部又は一部について回収ができない、又は、回収が極めて困難であると判断された場合には債務不履行とみなしております。また、デリバティブ取引の利用にあたっては、カウンターパーティーリスクを軽減するために、信用度の高い金融機関等とのみ取引を行っております。

連結財政状態計算書に表示されている金融資産の減損後の帳簿価額は、当社グループの金融資産の信用リスクに対するエクスポージャーの最大値であります。

営業債権及びその他の債権等に係る当社グループの信用リスクエクスポージャーは、次のとおりであります。営業債権及びその他の債権等については、回収可能性や信用リスクの著しい増加等を考慮して、将来の予想信用損失を測定して、貸倒引当金を計上しております。信用リスクが著しく増加しているか否かについては、債務不履行発生リスクの変動により評価しております。そのために、取引相手先の財務状況、過去の貸倒損失計上実績、過去の期日経過情報などを考慮して判断しております。営業債権及びその他の債権に係る貸倒引当金は、常に全期間の予想信用損失に等しい金額で測定しており、取引内容や取引規模に応じ、全期間の予想信用損失を個別に測定する場合と集合的に測定する場合があります。営業債権の見積将来キャッシュ・フローに不利な影響を与える、以下のような一つ又は複数の事象が発生している場合には、信用減損した営業債権として個別債権ごとに予想信用損失を測定しております。当社グループでは、特定の取引先に信用リスクが集中していることはありません。

- ・債務者の重大な財政的困難
- ・債務不履行又は期日経過などの契約違反
- ・債務者が破産又は他の財務上の再編を行う可能性が高くなったこと

(2) 流動性リスク

流動性リスクは、当社グループが期限の到来した金融負債の弁済義務を履行できなくなるリスクであります。

現在及び将来の事業活動のための適切な水準の流動性の維持及び機動的・効率的な資金の確保を財務活動の重要な方針としております。当社グループは、事業活動における資本効率の最適化を図るために、当社グループ内の資金の管理を当社に集中させることを推進しております。

(3)市場リスク

①為替変動リスク

当社グループは、グローバルに事業展開を行っており、外貨建取引を実施していることから、当該取引より発生する外貨建の債権債務について、為替変動リスクに晒されております。

当社グループは、通貨別に把握された為替変動のリスクを軽減するため、資金事務手続規程におけるデリバティブ取扱要領に従い、主に為替予約を利用してヘッジをしております。

②金利変動リスク

当社グループは、変動金利の借入金を有しており、金利の変動により将来のキャッシュ・フローが変動するリスクに晒されております。

③資本性金融商品の価格変動リスク

当社グループは、事業上の関係等を有する企業の上場株式を保有しており、資本性金融商品の価格変動リスクに晒されております。

当社グループは、上場株式については、定期的に公正価値や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

2. 金融商品の公正価値等に関する事項

2024年12月31日（当連結会計年度末）における帳簿価額、公正価値及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、短期間で決済されるために公正価値が帳簿価額に近似する金融商品である現金及び現金同等物、営業債権及びその他の債権、その他の金融資産、営業債務及びその他の債務、社債及び借入金（流動。ただし、1年内返済予定の長期借入金を除く）並びにその他金融負債（流動）については注記を省略しております。

(単位：百万円)

	帳簿価額(注)	公正価値(注)	差額
A. 社債	(129,812)	(126,960)	△2,852
B. 長期借入金	(128,702)	(126,659)	△2,042

(注) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

A. 社債

当社の発行する社債の公正価値は、市場価格（売買参考統計値）に基づき算定しており、レベル2の公正価値に分類しております。なお、1年以内に償還予定の社債を含めた金額を記載しております。

B. 長期借入金

長期借入金の公正価値については、一定の期間ごとに区分した当該長期借入金の将来キャッシュ・フローを市場金利に当社のスプレッドを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の公正価値に分類しております。なお、1年以内に返済予定の長期借入金を含めた金額を記載しております。

3. 金融商品の公正価値のレベルごとの内訳等に関する事項

A. 公正価値ヒエラルキー

金融商品の公正価値ヒエラルキーは、以下のとおりです。

レベル1：活発な市場における公表価格により測定した公正価値

レベル2：レベル1以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを使用して測定した公正価値

レベル3：観察不能なインプットを含む評価技法を用いて測定した公正価値

B. 公正価値で測定する金融商品

公正価値で測定する金融商品の公正価値ヒエラルキーは以下のとおりです。

公正価値ヒエラルキーのレベル間の振替は連結会計年度末において認識しております。なお、当連結会計年度において、レベル1、2及び3の間の振替が行われた重要な金融商品はありません。

当連結会計年度末（2024年12月31日）

	レベル1	レベル2	レベル3	(単位：百万円) 当連結会計年度末
金融資産				
株式	35,581	364	31,953	67,899
出資金	—	19	2,998	3,018
デリバティブ資産	—	16	—	16
合計	35,581	401	34,952	70,934
金融負債				
デリバティブ負債	—	78	—	78
条件付対価	—	—	2,902	2,902
合計	—	78	2,902	2,981

レベル3に分類した金融商品の期首残高から期末残高への調整表は以下のとおりです。

	(単位：百万円) 当連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
期首残高	31,690
利得及び損失	
純損益	45
その他の包括利益(注1)	2,003
購入	1,910
売却・処分	△796
その他	98
期末残高	34,952

(注1) その他の包括利益に含まれている利得及び損失は、報告日時点のその他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融資産に関するものであります。

(注2) 上表には、企業結合による条件付対価を含めておりません。条件付対価については「企業結合に関する注記」に記載しております。

(投資不動産に関する注記)

1. 増減表

投資不動産の取得原価、減価償却累計額及び減損損失累計額、帳簿価額の明細は、以下のとおりです。

(単位：百万円)	
当連結会計年度末 (2024年12月31日)	
取得原価	139,803
減価償却累計額及び減損損失累計額	△72,867
帳簿価額	66,935

投資不動産の期中増減の明細は、以下のとおりです。

(単位：百万円)	
帳簿価額	当連結会計年度
	(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
期首残高	68,529
取得	581
企業結合による取得	20
振替	6,595
減価償却費	△8,011
処分	△808
在外営業活動の外貨換算差額	12
その他	16
期末残高	66,935

振替は、主として棚卸資産及び自己使用不動産への振替並びにそれらからの振替であります。

2. 公正価値

投資不動産の公正価値は、以下のとおりです。

(単位：百万円)	
当連結会計年度末 (2024年12月31日)	
公正価値	283,307

投資不動産の公正価値は、主要な物件につきましては不動産鑑定士による不動産調査報告書に基づく金額であります。

投資不動産の公正価値のヒエラルキーはレベル3であります。

3. 投資不動産からの収益及び費用

投資不動産からの賃貸料収益及びそれに伴って発生する直接営業費は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日)
賃貸料収益	23,473
賃貸料収益を生み出した 投資不動産から生じた直接営業費	11,932
賃貸料収益を生み出さなかった 投資不動産から生じた直接営業費	18

賃貸料収益は、連結損益計算書の「売上収益」に含めております。

直接営業費は、賃貸料収益に付随して発生した直接費用であり、連結損益計算書の「売上原価」、「販売費及び一般管理費」に含めております。

(企業結合に関する注記)

(cargo-partner社)

当社は、2023年5月12日に締結したCargo-Partner Group Holding AG並びにその子会社であるMulti Transport und Logistik Holding AG、Safer Overseas Transport Holding GmbH、Cargo-Partner GND GmbH及びCARGO-PARTNER US HOLDINGS INC.の5社（以下、「売主」という。）との株式譲渡契約に基づき、当社の欧州持株子会社NIPPON EXPRESS EUROPE GMBHの完全子会社である特別目的会社を通じて、売主が中東欧を主たる拠点として世界各地でロジスティクスサービスを展開する複数の子会社（以下、「cargo-partner社」という。）の全株式を2024年1月4日（オーストリア時間）に取得し、子会社化しました。

1. 被取得企業の名称及びその事業内容並びに取得した議決権付資本持分の割合

被取得企業は59社（売主の完全子会社でない会社を含む）から構成されますが、主な被取得企業の名称及びその事業の内容並びに取得した議決権付資本持分の割合について記載いたします。

被取得企業の名称	主な事業の内容	取得した議決権付 資本持分の割合
cargo-partner Logistics Limited	フレイト フォワーディング	100.0%
Cargo Partner International Logistics (China) Co., Ltd.	同上	100.0%
cargo-partner GmbH	同上	100.0%
cargo-partner Hungária Fuvarszervezési Korlátolt Felelősségű Társaság	同上	100.0%
cargo-partner Spedycja Sp. z o.o.	同上	100.0%
cargo-partner SR, s.r.o.	同上	100.0%
cargo-partner, d.o.o.	同上	100.0%
cargo-partner ČR s.r.o.	同上	100.0%
cargo-partner Expeditii s.r.l	同上	100.0%
Cargo Partner Network Inc.	同上	100.0%
CARGO PARTNER LOGISTICS INDIA PVT LTD.	同上	100.0%

2. 企業結合を行った主な理由等

cargo-partner社はオーストリアに本拠地を置き、欧州における産業集積地として注目が高まる中東欧地域に強固な物流事業基盤を有しております。また、航空・海運フォワーディング事業を中心に、鉄道・トラック輸送のほか、コントラクトロジスティクス事業を欧州、アジア、北米で展開し、高い評価を得ている企業グループです。

cargo-partner社の子会社化により、欧州域内の生産拠点として今後の成長が見込まれる中東欧地域のロジスティクス基盤を補完し、当社グループのグローバルネットワークの更なる拡大と欧州地域における提供サービスを拡充することができると考えております。また、海運・航空貨物の取扱量拡大によりグローバル市場における競争力を強化するとともに、グローバルに展開するお客様のさまざまな要望に応え、特にアジアと欧州を結ぶロジスティクス需要への対応力とグローバルアカウント体制を増強することができると考えております。さらに、互いに異なる顧客基盤と国・地域の強みを持つことから、相互補完によるロジスティクス事業のシナジー創出を目指し、グローバル事業の拡大、発展を加速させることができると考えております。

3. 取得日

2024年1月4日

4. 取得関連費用

当該企業結合に係る取得関連費用は4,063百万円です。前連結会計年度に計上した取得関連費用は3,072百万円であり、連結損益計算書の「その他の費用」に計上しております。

5. 取得日における支払対価、識別可能資産及び引受負債の公正価値

(単位：百万円)	
	金額
支払対価の公正価値	
現金	127,226
条件付対価	2,755
合計	129,982
識別可能資産及び引受負債の公正価値	
流動資産	53,396
非流動資産	53,738
流動負債	△28,269
非流動負債	△26,223
非支配持分	△6
識別可能資産及び引受負債の公正価値（純額）	52,635
のれん	77,347 (注)
合計	129,982

(注) のれんは主に期待される将来の超過収益力の合理的な見積りにより発生したものであり、当該のれんについて税務上損金算入を見込んでいる金額はありません。

6. 条件付対価

条件付対価は、取得日後2年間に於いてcargo-partner社の業績が一定の財務指標を達成することを条件（アーンアウト）として売主に対して支払われる対価であり、当該業績を達成できる可能性や貨幣の時間的価値を考慮して計算します。なお、支払額の上限は555百万ユーロです。条件付対価の公正価値のヒエラルキーはレベル3であり、観察可能な市場データに基づかないインプットを含む評価技法から算定された公正価値です。

7. 当社グループに与える影響

取得日以降にcargo-partner社に生じた売上収益は274,695百万円、当期利益は986百万円です。また、当該企業結合が期首に行われたと仮定した場合の売上収益及び当期利益については、取得日が当期首に近く重要性が乏しいことから、記載を省略しております。

(Tramo SA)

前連結会計年度末においては、取得日時点における識別可能資産及び負債の特定並びに公正価値の算定が未了であり、取得原価の配分が完了していなかったため、前連結会計年度末時点において入手可能な合理的な情報等に基づき暫定的な会計処理を行いました。当連結会計年度において、確定した取得原価の配分額に基づき、発生したのれんの金額を次の通り修正しております。

取得日（2023年10月31日）における取得資産及び引受負債の公正価値

（単位：百万ユーロ）

修正科目	のれん修正金額
のれん（修正前）	80
その他の金融資産	1
有形固定資産	7
無形資産	54
繰延税金負債	△13
修正金額合計	49
のれん（修正後）	30

これに伴い、前連結会計年度の連結財政状態計算書を遡及的に修正しており、この影響により、主にその他の金融資産（流動資産）が235百万円、のれん及び無形資産が788百万円、有形固定資産が1,110百万円並びに繰延税金負債が2,135百万円増加しております。

なお、この暫定的な会計処理の確定が損益に与える影響は軽微です。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり親会社所有者帰属持分 3,286円96銭

2. 基本的1株当たり当期利益 121円47銭

(注1) 当社は、2025年1月1日を効力発生日として、普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っており、当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり親会社所有者帰属持分及び基本的1株当たり当期利益を算定しております。

(注2) 役員報酬BIP信託が保有する当社株式を、「1株当たり親会社所有者帰属持分」の算定上、期末発行済株式

総数から控除しております。また、「基本的1株当たり当期利益」の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。なお、1株当たり親会社所有者帰属持分の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は、当事業年度末においては390千株、基本的1株当たり当期利益および潜在株式調整後1株当たり当期利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は335千株です。

(重要な後発事象に関する注記)

(株式分割および株式分割に伴う定款の一部変更)

当社は、2024年8月9日開催の取締役会決議に基づき、2025年1月1日付で株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更を行っております。

1. 株式分割の目的

株式分割を行い、投資単位当たりの金額を引き下げることにより、より投資しやすい環境を整え、当社株式の流動性の向上および投資家層の拡大を図ることを目的としております。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

2024年12月31日（火曜日）（同日は株主名簿管理人の休業日につき、実質的には2024年12月30日（月曜日））を基準日とし、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有する普通株式1株につき、3株の割合をもって分割いたしました。

(2) 分割により増加する株式数

① 株式分割前の発行済株式総数（注）	87,000,000株
② 今回の分割により増加する株式数	174,000,000株
③ 株式分割後の発行済株式総数	261,000,000株
④ 株式分割後の発行可能株式総数	950,000,000株

（注）2024年8月9日開催の取締役会にて決議いたしました自己株式消却実施後の発行済株式総数となります。

(3) 分割の日程

基準日公告日	2024年12月16日（月曜日）
基準日	2024年12月31日（火曜日）
効力発生日	2025年1月1日（水曜日）

3. 定款の一部変更

変更の内容は、以下の通りです。

（下線部分に変更箇所を示しております。）

変更前	変更後
第5条 当会社の発行可能株式総数は、 <u>3億4千万株</u> とする。	第5条 当会社の発行可能株式総数は、 <u>9億5千万株</u> とする。

4. 1株当たり情報に及ぼす影響

前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定した場合における1株当たり情報の数値は以下の通りです。

(単位：円)

	前連結会計年度 (自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日)	当連結会計年度 (自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日)
1株当たり親会社所有者帰属持分	3,032.62	3,286.96
基本的1株当たり当期利益	139.53	121.47

(自己株式の取得)

当社は、2025年2月14日開催の取締役会において、下記のとおり、会社法第459条第1項の規定による定款の定めに基づき、自己株式取得に係る事項について決議しました。

1. 自己株式の取得を行う理由

当社は、2024年1月にスタートした経営計画「N X グループ経営計画2028 Dynamic Growth 2.0 “Accelerating Sustainable Growth ～持続的な成長の加速～”」における重要戦略の一つとして「企業価値向上に向けた取組み」を掲げております。今般、上記取組みの一環として、更なるB S マネジメントの強化を推進するにあたり、資本構成の最適化及び資本効率の向上、株主還元を目的として、500億円（上限）の自己株式取得を行います。なお、取得した株式については、全株消却する予定としております。

今後においても、資本構成の最適化ならびに持続的な成長のための投資を勘案しながら、機動的な自己株式取得を実施してまいります。

2. 取得に係る事項の内容

① 取得対象株式の種類	当社普通株式
② 取得し得る株式の総数	30,000千株（上限）
③ 株式の取得価額の総額	500億円（上限）
④ 取得期間	2025年2月17日～2025年11月28日
⑤ 取得方法	東京証券取引所における市場買付

株主資本等変動計算書 (2024年1月1日から2024年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 計 合
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金	利益剰余金 合 計		
					繰 越 利 益 金			
当 期 首 残 高	70,175	26,908	250,235	277,143	83,488	83,488	△20,542	410,264
当 期 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当				—	△26,215	△26,215		△26,215
当 期 純 利 益				—	37,413	37,413		37,413
自己株式の取得				—		—	△10,540	△10,540
自己株式の処分				—	△0	△0	183	183
自己株式の消却			△27,957	△27,957		—	27,957	—
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				—		—		—
当 期 変 動 額 合 計	—	—	△27,957	△27,957	11,197	11,197	17,600	840
当 期 末 残 高	70,175	26,908	222,277	249,185	94,686	94,686	△2,941	411,105

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	25,803	25,803	436,068
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当		—	△26,215
当 期 純 利 益		—	37,413
自己株式の取得		—	△10,540
自己株式の処分		—	183
自己株式の消却		—	—
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△8,286	△8,286	△8,286
当 期 変 動 額 合 計	△8,286	△8,286	△7,446
当 期 末 残 高	17,516	17,516	428,622

（注）記載金額は、百万円未満切り捨てにより表示しております。

個 別 注 記 表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準および評価方法
有価証券の評価基準および評価方法
A. 子会社株式および関連会社株式
移動平均法による原価法によっております。
B. その他有価証券
(1) 市場価格のない株式等以外のもの
期末日の市場価格等に基づく時価法によっており、評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法によっております。
(2) 市場価格のない株式等
移動平均法による原価法によっております。
2. 固定資産の減価償却の方法
A. 有形固定資産
定額法によっております。
B. 無形固定資産
定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
3. 引当金の計上基準
A. 賞与引当金
従業員の賞与に備えるため、支給見込額の期間対応額を引当計上しております。
B. 役員株式給付引当金
業績連動型株式報酬制度における株式交付規程に基づく当社の取締役等への当社株式の交付等に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。
4. 収益および費用の計上基準
当社は、純粋持株会社として、主に子会社からのグループ経営運営料、ブランド使用料、および配当金を収益に計上しております。グループ経営運営料については、子会社との間で取り決めた経営運営契約に基づき、子会社に対し経営運営・指導を行っており、また、ブランド使用料については、子会社との間で取り決めたブランド使用許諾契約に基づき、グループとしての一体感、グループとしての価値を最大化することに寄与する「NX」ブランドの使用許諾を与えており、いずれも契約期間にわたり均しく提供されることから、時の経過によって測定される履行義務の充足に伴い、収益を認識しております。また、配当金については、配当金の効力発生日をもって収益を認識しております。
5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項
A. 消費税等の会計処理
消費税および地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等は発生事業年度の期間費用としております。

(表示方法の変更に関する注記)

1. 損益計算書

A. 受取利息

「受取利息」は、前事業年度において、営業外収益の「雑収入」に含めて表示しておりましたが、当事業年度において、営業外収益の100分の10を超えたため、区分掲記しております。なお、前事業年度の営業外収益の「雑収入」に含まれている「受取利息」は、6,897千円であります。

(貸借対照表等に関する注記)

1. 保証債務 6,060百万円

2. 関係会社に対する金銭債権および金銭債務 (区分掲記したものを除く)

短期金銭債権	7,380百万円
短期金銭債務	2,734 //

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

営業収益	51,122百万円
販売費および一般管理費	3,207 //
営業取引以外の取引	3,082 //

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度の末日における自己株式の数 400,264株

(注) 上記の株式数には、役員報酬B I P 信託が保有する当社株式130,323株を含めております。

(金融商品に関する注記)

連結注記表に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産

賞与引当金計上額	75 百万円
未払事業税	118 //
投資有価証券評価損	357 //
関係会社株式評価損	3,621 //
子会社株式の投資簿価修正	920 //
その他	1,708 //
繰延税金資産小計	6,799 //
評価性引当額	△5,822 //
繰延税金資産合計	977 //

2. 繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△7,310 百万円
繰延税金負債合計	△7,310 //
繰延税金資産	977 百万円
繰延税金負債	△7,310 //
繰延税金負債の純額	△6,333 //

3. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、2023年度から、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を

適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (注1)	科目	期末残高 (注1)
子会社	日本通運(株)	直接100%	経営管理 役員の兼任	経営運営料の受取 (注2)	5,038	営業未収入金	1,441
				ブランド使用料の 受取(注3)	7,956	営業未収入金	2,143
				業務委託料の支払	116	未払金	9
				出向者人件費の 支払(注4)	3,963	未払金	613
子会社	NXキャピタル (株)	直接100%	資金の貸付 資金の借入	資金の貸付 資金の借入 (注5)	82	関係会社 短期貸付金	—
					9,442	関係会社 短期借入金	31,482
					—	関係会社 長期借入金	60,000
子会社	Cargo-Partner Holdings GmbH	間接100%	資金の貸付 利息の受取	資金の貸付 (注6)	10,200	関係会社 短期貸付金	10,719
				利息の受取 (注7)	643	受取利息	643

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

(注2) 経営運営料については、グループ内取引を除いた連結消去後の外部売上高及び純資産に料率を乗じて徴収額を決定しております。

(注3) ブランド使用料については、グループ内取引を除いた連結消去後の外部売上高に料率を乗じて徴収額を決定しております。

(注4) 出向者人件費については、協議のうえ合理的に決定しております。

(注5) グループ内資金の効率化を図ることを目的としたCMS（キャッシュ・マネジメント・システム）の取引によるものです。当該関係会社との間で資金の貸借を日次で行っているため、関係会社短期貸付金及び関係会社短期借入金の取引金額には期中平均残高を記載しております。金利については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。

(注6) 子会社における短期の運転資金の貸付です。

(注7) 金利については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額 1,649円 81銭

2. 1株当たり当期純利益 143円 20銭

(注1) 当社は、2025年1月1日を効力発生日として、普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。1株当たり情報は、当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定しております。

(注2) 役員報酬BIP信託が保有する当社株式を、「1株当たり純資産額」の算定上、期末発行済株式総数から控除しております。また、「1株当たり当期純利益」算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

なお、1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は、当事業年度末においては390千株であり、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は、335千株です。

(重要な後発事象に関する注記)

1. 株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更
連結注記表に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。
2. 自己株式の取得
連結注記表に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。